

公益財団法人日本スポーツ協会  
令和4年度第2回理事会議事録

日 時 令和4年6月9日(木) 15:00~16:50

場 所 Web会議 ※日本スポーツ協会大会議室(スタジアム)から配信

会場出席者

<理事>

伊藤雅俊会長、泉正文副会長、森岡裕策専務理事、大野敬三、岡達生の各常務理事、小野力、山下泰裕、山本浩の各理事

Web出席者

<理事>

遠藤利明、草野満代の各副会長、池田めぐみ、坂元要、今井純子、丸山由美、具志堅幸司、高井志保、今浦千信、山倉紀子、高野瑞洋、平藤淳、細貝和司、増田和伯、安井克久、小柳勝彦の各理事

<監事>

中井敬三

Web会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数26名、うち出席24名で、定款第37条に基づき理事会成立。

定款第34条により、伊藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第1号：令和3年度事業報告および決算について (森岡専務理事、岡常務理事)

当協会が創立100周年を契機に発表した「スポーツ宣言日本」に示した3つのスポーツの使命の達成に向け、5年間の中期事業方針として、「日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018」を策定し、この推進方策が目指す各方針について、加盟団体をはじめ、関係機関等と連携・協働を図り、各種スポーツ推進事業を推進した。

また、スポーツ庁との連携・協力、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会およびワールドマスターズゲームズ2021関西の成功に向け、各組織委員会と連携を図った。

<公1>「国民スポーツ推進事業」のうち、「スポーツイベント開催・競技力向上」では、第77回国民体育大会冬季大会を栃木県と秋田県で実施するとともに、国体ムーブメントの推進に取り組んだ。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、第76回国民体育大会は中止となった。

日本スポーツマスターズ 2021 岡山大会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

「国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または延期とし、当初計画していた日韓スポーツ交流は、両国の小・中学生を対象にしたオンライン交流を実施した。ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献では、タイやマレーシアの関係団体と、ACP を活用した連携を進めた。

「スポーツ少年団育成」においても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった研修会や大会はあったが、オンラインを積極的に活用し、青少年スポーツ指導者育成や青少年関係団体との相互協力など、青少年スポーツの推進に取り組んだ。

「地域スポーツクラブ育成・支援」では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用開始等に向けた取組や地域スポーツ環境の基盤強化など、総合型クラブの諸活動を支援した。

なお、登録・認証制度については、令和 4 年 4 月 1 日から施行されており、都道府県体育・スポーツ協会ご協力のもと、順調に運用が開始されている。

「スポーツ指導者育成・活用促進」では、オンラインを積極的に活用し、スポーツ指導者養成、女性スポーツサポート研修会など、各種講習会や研修会を実施した。

「スポーツ医・科学推進」では、各種プロジェクト研究に取り組むとともに、国体のドーピング検査の実施とアンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進した。

「広報活動推進」では、積極的な広報活動の展開を通して当協会ブランドの向上を図った。

「社会貢献活動推進」では、「キャンペーン活動」において「フェアプレイで日本を元気に」を展開するとともに、スポーツボランティア活動推進等の各種取組を実施した。

「組織体制充実・強化」では、免税募金交付とスポーツ会館管理運営に取り組んだ。

「<収 1>マーケティング事業」では、「JSP0 スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」に賛同いただいている協賛企業とのパートナーシップ強化と新規協賛社の獲得に努めた。

「<収 2>出版物等販売事業」では、「スポーツジャパン」および各種教本等を販売し、当協会の財源確保に努めた。

「<他 1>加盟団体組織体制促進事業」では、加盟団体に対し、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>への適合性審査を JOC・日本パラスポーツ協会と実施し、加盟団体のガバナンス確保に取り組んだ。また、倫理やコンプライアンスの徹底、組織運営に関する情報を提供することを目的とした「JSP0 加盟団体経営フォーラム」を開催した。

「組織運営および財政の確立」では、当協会の各委員会等を中心に企画・立案し、各事業の推進に取り組んだ。また、加盟団体をはじめとした関係団体・機関等の協力を得るとともに、事業評価システムを実施し、体系的な PDCA サイクルを浸透・定着させるよう努めた。

また、これらの事業の推進には、安定した財政基盤の確立が必要となるため、関係機関・組織のご理解とご協力をいただき、財源の確保に積極的に取り組んだ。なお、

当協会の組織運営および財政の確立に際しては、関係者が一丸となって、コンプライアンスの徹底および組織のガバナンスの強化を図った。

次に、令和3年度決算について、財務諸表に基づき次のとおり説明した。

「貸借対照表」では、「資産の部」の「流動資産」は、37億8千69万1千3百37円、「固定資産」は、110億7千1百55万4千5百25円、資産の合計は、前年比14億6千41万2千4百92円減の147億8千24万5千8百62円となった。

「負債の部」では「流動負債」が、13億1千1百91万9千4百34円、「固定負債」は、7億5千3百1万9千4百50円となり、負債の合計は、前年度比10億2千50万7千1百34円減の20億6千4百93万8千8百84円となった。

「正味財産」は、前年度比3億8千5百90万5千3百58円減の127億1千5百30万6千9百78円となった。

「正味財産増減計算書」では、「一般正味財産増減の部」における「経常増減の部」の「経常収益」は、前年度比26億3千4百87万3千3百53円減の27億9千8百7万7千3百64円、「経常費用」は、前年度比25億5千4百31万5千9百65円減の31億4千5百63万8千6百72円となり、「当期経常増減額」は、特定資産評価損益等の調整を行った結果、3億8千5百40万1千3百8円の費用超過となった。

このほか、「経常外増減の部」の「経常外費用」、法人税の各種税金及び「指定正味財産増減の部」における増減額を加算した結果、「正味財産期末残高」は、前年度比3億8千5百90万5千3百58円減の127億1千5百30万6千9百78円となった。

令和3年度決算については、令和2年度に対して、経常収益、経常費用とも大きく減額となっている。この理由は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の対応として、国庫補助金の約25億円の事業規模で実施した「スポーツ活動継続支援事業」が単年度で終了したことによるものである。

また、令和3年度においては、令和2年度の新型コロナウイルスの影響により多くの事業が中止となってしまった経験を踏まえ、事業の停滞を押さえる対応策として、オンライン等を活用した指導者養成講習会や研修会、少年団交流や国際交流事業を積極的に実施した。

しかしながら、予定どおりの規模での実施が一部困難であったため、協賛金並びにスポーツ少年団登録料等の収入は、コロナ前の令和元年度の水準まで戻っていない。

さらに、世界的にも国内的にも物価高騰の影響もあり、各事業にかかる経費も増加傾向にある。今後、コスト縮減の努力は引き続き行うとともに、参加料や受講料等の値上げを見据えた見直しなど収益増加策の具体的な検討を行い、JSP0財務の健全化を図るべく取り組んでいく。

その他財務諸表について説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、令和4年6月24日開催の定時評議員会へ付議することとした。

第 2 号：令和 4 年度定時評議員会の開催について (岡常務理事)

令和 4 年度定時評議員会は、6 月 24 日に品川プリンスホテルにおいて、Web 会議との併用にて開催。議題は、「議長の選出」、「議事録署名人の選出」、「令和 3 年度事業報告及び決算」、「評議員候補者の推薦」、「理事の選任」、「当協会への加盟」、「加盟団体規程の改定」を予定している。

以上、令和 4 年度定時評議員会の開催および定時評議員会開催までに議案の追加などが生じた場合の対応を伊藤会長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 3 号：役員賠償責任保険の加入について (岡常務理事)

当協会では、理事、監事並びに評議員を被保険者とする役員賠償責任保険に加入している。この保険料は全額当協会が負担しており、役員がその職務の執行に起因して、保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が、当該保険から填補される。

この保険契約を巡っては、法人が役員等を被保険者としているため、役員等の執務の執行の適正性が損なわれ、法人と理事等との利益相反となる恐れがあることが問題視されていたが、令和 3 年 3 月 1 日に一般法人法の一部改正が施行され、「保険契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならない」旨の規定が新設されたことから、この規定による手続きをとった契約については、法律的效果を得られることとなった。

以上、令和 4 年 6 月 20 日に更新を迎える役員賠償責任保険の再加入について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 4 号：評議員及び役員選任に係る諸規程の改定及び制定について (岡常務理事)

当協会では、令和 5 年度の評議員及び役員改選期において、スポーツ団体ガバナンスコードの「原則 2」が求める、女性理事 40%、外部理事 25%、理事就任時の年齢制限、役員再任回数、役員の選考方法の見直し、外部評議員及び女性評議員の目標割合達成に対応していくこととしており、関連諸規程の改定及び制定について、検討を重ねた。

見直しの対象となる規則、「評議員及び役員選任規則」第 3 条「役員候補者選考委員会の設置」について、当協会においては、評議員会に推薦する役員候補者を選考するための役員候補者選考委員会の設置を規定化していなかったが、改定案では、これを規定化するとともに、その構成及び運営に関しては別途定めるとし、新たな規程として「役員候補者選考委員会規程」を設けた。

第 4 条「理事候補者の推薦」において、新たに設置する役員候補者選考委員会が、すべての理事候補者を選考し、評議員会に推薦すること、また、第 4 号において、日本オリンピック委員会会長を、学識経験理事の指定枠として、新たに追加した。

第5条では、監事候補者についても、役員候補者選考委員会が選考し、評議員会に推薦するとしている。

第7条は理事の再任制限について新設し、連続して10年を超えて在任することができないことなどを定めている。

第8条には、本規程の細則を別途定めるとし、対応する新たな細則として、「評議員及び理事選任に関する細則」を設け、女性評議員や女性理事の人数を定めた。

細則では、第2条において、評議員の女性人数について、加盟団体選出の女性評議員候補者を18名以上とすること、また、学識経験者の女性評議員候補者を2名とする、と定めている。

第3条において、選任規則第4条第1号、すなわち加盟競技団体選出の理事候補者9名以内の内、原則として4名以上を女性理事候補者とすること、また、選任規則第4条第2号、すなわち加盟都道府県体育・スポーツ協会選出の理事候補者9名以内の内、原則として3名以上を女性理事候補者とすること、さらに、選任規則第4条3号、すなわち学識経験理事の理事候補者10名以内の内、原則として3名以上を女性理事候補者とするを、定めている。

第4条には、当協会の事務局長を除く学識経験者を外部理事として位置づける旨を定めている。

新たに設ける「役員候補者選考委員会規程」では、役員候補者選考委員会の目的、任務、委員構成等を定めた。

同規程の第3条において、本委員会は、6名以上10名以内で構成するとし、第2項に委員の構成は、学識経験理事若干名、学識経験評議員若干名、外部有識者若干名、監事1名、事務局職員1名として、理事会に諮って会長が委嘱するとした。なお、委員の過半数は理事以外の者でなければならない、としている。第3項には、委員長は委員の互選により決定すること、第4項には、委員の任期を2年以内としている。

以上、評議員及び役員選任に係る諸規程の改定及び制定について諮り、原案通り出席理事全員一致で可決された。なお、本件については令和4年6月24日開催の定時評議員会への報告を経て、評議員会終了時から施行となる。

#### 第5号: 労務に係る諸規程の改定について (岡常務理事)

国が推進する同一労働同一賃金の導入に対応するため、給与規程等の改定を行う。その考え方は、同一団体におけるいわゆる正規雇用労働者と、非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。当協会は、非正規雇用労働者として嘱託職員を雇用しており、職員との待遇差を解消することが主な改定内容となる。

第1条、現行規程では、「職員の給与及び嘱託の手当について定める。」と記載されており、嘱託職員は「手当」という形態で支給を行っているが、改定案では、「職員及び嘱託の給与について定める。」とし、職員の給与に係る規定に揃えることとした。すべての条文でこの考え方に基づき、改定を行っている。

現行規程第24条、「扶養手当」については、これまで嘱託職員には支給をしていなかったため、改定案で嘱託職員に対して扶養手当を支給するよう改定した。

現行規程第 28 条では「嘱託手当」について定めていたが、職員の給与に係る規定に揃えたことから、改定案ではこれを削除した。

以上、労務に係る諸規程の改定について諮り、原案通り出席理事全員一致で可決されたため、令和 4 年 4 月に遡り適用することとなった。

第 6 号: 倫理にかかわる諸規程の改定及び制定について

(小野理事)

新たな規程・基準として制定する『登録者等処分規程』及び『登録者等処分基準』は、当協会と当協会加盟競技団体等で協同認定している「公認スポーツ指導者」及び「スポーツ少年団登録者」が、当協会倫理規程で定める登録者等が遵守すべき事項や遵守事項違反があった時の処分内容とその処分を行うための手続きを定めたものとなる。

これまで、「公認スポーツ指導者」と「スポーツ少年団登録者」を処分する際には、それぞれ『公認スポーツ指導者処分基準』、『スポーツ少年団登録者処分基準』に基づいて対応してきたが、対応の統一性や効率化を図るべく、『登録者等処分規程』として一本化することとする。

全体の構成としては、『登録者等処分規程』において、処分の対象となる行為から手続きまでを記載しており、処分の決定に際して、その基準となる処分内容については、『登録者等処分基準』として別に定める構成としている。

同規程第 5 条、処分手続きにあたっては、倫理・コンプライアンス委員会のもと、「調査・事実認定審議会」と「処分審査会」の 2 つの部門を設置する。また、第 13 条のとおり、加盟団体においては、「調査・事実認定審議会」からの依頼に基づき、主に違反行為が疑われる事案の事実調査へのご協力をいただく。そして、第 22 条のとおり、当協会の「処分審査会」において処分内容を決定することとしている。

これまで、「スポーツ少年団登録者」の処分については、原則として都道府県体育・スポーツ協会に一括して依頼していたが、今後は事実調査のみの依頼となる。そのため、調査体制の強化に加え、相談窓口や予防啓発に向けた取組の、より一層の充実をお願いします。

なお、新規程の施行日は、令和 5 年 1 月 1 日となる。また、新規程の施行までの間、適用される『公認スポーツ指導者処分基準』については、新規程の内容のうち、処分内容や基準を先行して導入するべく、指導者育成委員会の承認を得て、一部の内容をすでに改定している。

新規程の制定に伴う、『倫理規程』及び『加盟団体規程』の改定案については、昨今の不適切行為等の状況に鑑み、遵守事項の内容を修正する。

『加盟団体規程』については、第 18 条を追加し、当協会から加盟団体に事実調査等の協力を依頼する際の根拠が不足していたことから、新たに「処分手続等における協力義務・報告義務」を追記する。

以上を説明の後、本議案に関連して以下の質疑応答が行われた。

(山本理事)

先日、秋田県で開催された陸上競技の競技会では、写真撮影を行わないよう強く呼びかけ、盗撮など疑わしい行動があった場合には何をされているか問いたすように決めて対応した。盗撮に関する事項は、今回お示しの規定ではどこに該当するのか、共通認識として理解しておきたい。

(事務局)

登録者等処分規程で処分の対象となるのは当協会登録者という前提があるが、処分規程に設けた処分基準の「スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反」に当てはめて対応することになる。

(山本理事)

盗撮は非常に厄介な問題で、被害者が被害を受けていることがわからないまま、事が進んでしまう。処分をするときにも大変難しい問題になるので、メッセージ性のあるものを打ち出すことも必要と考える。

以上の質疑応答の後、倫理にかかわる諸規程の改定及び制定について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、『加盟団体規程』の改定については 令和4年6月24日開催の定時評議員会へ付議することとした。

第7号：令和5年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金等の要望について

(岡常務理事)

令和5年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、現在、当協会の要望額を取りまとめ中であること、また、政府概算要求基準の詳細が未定であり、スポーツ庁と十分調整されていない状況にある。

したがって、国庫補助金等については、政府の概算要求基準の動向を見ながら、スポーツ庁と折衝し、要望額を取りまとめていく。

また、公益財団法人 JKA ならびにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、国庫補助金要望額がまとまり次第、それらを勘案して、内容をまとめたいと考えている。

以上、令和5年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について説明し、伊藤会長に一任する旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第8号：国民スポーツ大会第4期（第82回大会～第85回大会）実施競技について

(大野常務理事)

第82回国民スポーツ大会から第85回大会までの第4期実施競技選定について、令

和 4 年 3 月 4 日ならびに 4 月 22 日開催の理事会において進捗状況を報告し、本日の理事会にて審議することとしていた。

第 4 期実施競技選定については、国民体育大会委員会のもとに、選定基準の策定や各種調査等を実施するための「第 4 期実施競技選定ワーキンググループ」を設置し、取り進めてきた。

調査の結果、正式競技を希望するのが 46 団体、公開競技を希望するのが 5 団体、希望無しが 6 団体、未回答が 4 団体となった。

第 4 期実施競技選定のポイントとして、第 3 期選定時には「競技団体のガバナンス」としていた項目については、スポーツ団体ガバナンスコードに基づく対応を基礎的な条件とすること、さらに、第 3 期のポイントを踏襲し、第 3 期から第 4 期の間における各競技団体の国スポ活性化に向けた取組の「実績」を評価した。

今回の調査において、正式競技を希望する団体が 46 団体であったが、正式競技の基礎的条件を満たしていない団体が 5 団体あったため、この 5 団体は正式競技となることはできない。

評価項目に対する配点について、競技会のインテグリティ確保に向けた取組、ジュニア世代の充実、女性スポーツの推進の計 16 項目については、重点項目として、得点を 1.5 倍または 2.5 倍とし、1,240 点満点を最終的に 1,000 点満点に換算している。この点数をもとに、令和 4 年 6 月 7 日開催の第 1 回国民体育大会委員会にて協議した結果、第 4 期、第 82 回大会から第 85 回大会の実施競技が選定された。

1 大会における正式競技数は、「国民体育大会における実施競技について」で 40 競技としており、ワーキンググループでの評価の結果から、第 4 期における実施競技は、正式競技の「毎年実施競技」として、本大会では陸上競技からトライアスロンの 36 競技、冬季大会はスキー、スケート、アイスホッケーの 3 競技の計 39 競技、「隔年実施競技」として、馬術となぎなたの 2 競技の計 41 競技、公開競技を 10 競技、特別競技は高等学校野球とすることとなった。

以上を説明の後、本議案に関連して以下の質疑応答が行われた。

(安井理事)

島根県は 2030 年の開催予定県であり、今回の実施競技選定の対象となる。隔年実施競技の馬術となぎなたのどちらを実施するかは、競技力のみでなく、開催市町村や会場施設の整備などいろいろな事情が関わってくるため、4 県のこうした事情を事前に十分に聞き取ったうえで判断していただきたい。

(大野常務理事)

今後、馬術となぎなたの両競技団体および該当県と協議し、実施を決定していく。

以上の質疑応答の後、国民スポーツ大会第 4 期（第 82 回大会～第 85 回大会）実施競技について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第9号:「第17回日本スポーツグランプリ受賞者の決定」について (草野副会長)

「日本スポーツグランプリ」は、長年にわたりスポーツを実践し、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげた中高年齢層の個人又はグループを顕彰することで、その功績をたたえ、生涯にわたるスポーツ実践の推進に寄与することを目的として実施するものである。

加盟団体から19名の候補者推薦があり、栄典・顕彰委員会において、表彰区分1では長年のスポーツ実践、表彰区分2では世界記録の樹立状況、表彰区分3では当該スポーツにおける顕著な実績、を区分毎に審査した結果、9名(男性:6名、女性:3名)の候補者を選考した旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、表彰式は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から執り行わない。

## 報 告

### 1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

#### (1) 理事の辞任について (岡常務理事)

都道府県体育・スポーツ協会、関東ブロック選出で神奈川県スポーツ協会所属の小野力理事、四国ブロック選出で徳島県スポーツ協会所属の分木秀樹理事、近畿ブロック選出で和歌山県体育協会所属の吉富秀明理事が、所属の役員改選により役員を退任することに伴い、本会の理事を辞任する旨の届け出があった。

理事の選任については、定款第26条第1項により、評議員会の決議が必要となり、後任の選任については、各ブロックから推薦される理事候補者を、令和4年6月24日開催の定時評議員会にて審議いただくよう、準備を取り進めている。

#### (2) 令和4年春の勲章受章者について (草野副会長)

令和4年春の勲章について、令和4年4月29日に受章者が発表された。当協会からは、勲章候補者として、1名を推薦しており、元日本体操協会副会長の柳善二郎氏が、旭日双光章を受章された。

#### (3) ウクライナ支援にかかる義援募金の寄付について (岡常務理事)

ウクライナ支援に係る義援募金について、令和4年4月22日開催の第1回理事会にてお諮りし、同日、4月22日から募金を開始している。

この度、1日でも早く、ウクライナ支援に役立てるため、5月末までに集まった義援金4,048,121円のうち4,000,000円を1回目の寄付として、特定非営利活動法人国連UNHCR協会、日本における国連難民高等弁務官事務所の公式支援窓口へ寄付した。

義援募金には、加盟団体をはじめとしたスポーツ団体、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、公認スポーツ指導者など多くの方々に協力いただいた。

複数の団体において、ホームページのニュースやお知らせのページで呼びかけをい

ただいているほか、日本サッカー協会では、6月中に開催されている日本代表の4試合すべての会場において募金を呼び掛けていただいている。

また、長岡市陸上競技協会では、長岡市小学生陸上競技選手権の参加料の一部を寄付金に充てていただくほか、配布するパンフレットに募金を呼び掛けるページを設けていただくなど、支援に対する拡がりが進んでいる。

しかしながら、ご承知の通り、ウクライナの厳しい状況は続いており、募金募集期日の7月29日まで、当協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会の統括3団体で、引き続き、募金を募集している。

## 2. 国民体育大会関係

国民体育大会関係について、以下の通り報告。

### (1) 第77回国民体育大会（栃木県）の総合開会式について（大野常務理事）

栃木県で開催の第77回国民体育大会について、令和4年10月1日に総合開会式を行い、10月11日までの会期で開催する予定。

未だに厳しいコロナ禍において、本大会時には「選手ファースト」、「安全な大会運営」を実現できるよう、開催県の栃木県では鋭意準備いただいているところである。

特に式典では、今後の感染状況や関係機関等との調整により、時間の短縮や選手・役員、観客の人数制限など、規模を縮小して開催する可能性もある。

そのため総合開会式には、例年、当協会の役員および評議員の皆様に対し、来会のご案内をしているが、今後、当協会と栃木県実行委員会との協議により、役員・評議員の皆様にも、総合開会式のご案内ができない可能性がある。

## 3. スポーツ指導者育成関係

スポーツ指導者育成関係について、以下の通り報告。

### (1) 公認スポーツ指導者資格義務付けへの対応(案)について（森岡専務理事）

令和4年3月25日に策定された「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツ指導者の育成に関する具体的施策として、下記内容が明記された。

- 「NF等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付ける」こと
- 「その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求める」こと
- 「倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する」こと

当協会では、1964年東京オリンピックのレガシーとして、昭和40年(1965年)以来、競技団体等と協力して公認スポーツ指導者の養成・認定を行っている。今後、第3期スポーツ基本計画で提示された内容を踏まえ、次の2点について取り組むこととしている。

1点目は、「公認スポーツ指導者育成の促進」について、各地方自治体や大学・専門

学校等における指導者養成の取組との連携を促進する。

これまでも、JSP0 が定める所定の基準を満たした講習等を実施されている場合、公認スポーツ指導者資格を取得できる仕組みを設けていた。令和 5(2023)年度からの中学校の休日の運動部活動の地域移行に伴い、各地方自治体や大学・専門学校等における指導者養成に対するニーズの高まりに鑑み、この仕組みの活用について、改めて周知していく。

具体的には、各地方自治体等において競技を特定しない形で開催される基礎的な内容の講習等については、基礎資格であるコーチングアシスタント資格を併せて、取得可能な取組を各地方自治体等に周知していく。

また、大学生や専門学校生が在学中に資格を取得できるよう、UNIVAS と連携し、各競技の学連における講習会において、コーチングアシスタント資格や競技別のコーチ 1 資格を取得できるようにするなど、新たな仕組みの構築に向けて、NF 等との調整を行っていく。

2 点目は、「義務付けへの対応」について、大会に出場する監督・コーチへの公認スポーツ指導者資格の義務付けは、NF を始めとする関係団体のご協力のもとで進めており、既に国民体育大会では、2016(平成 28)年開催の第 71 回冬季大会から完全に義務付けされている。

今後、「NF 等が主催する大会」での義務付けは、中学校の休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間の終期が令和 7(2025)年度となっていることを踏まえ、令和 7(2025)年度を目標年度としている。「PF 等が主催する大会」での義務付けは、第 3 期スポーツ基本計画の対象年度が令和 8(2026)年度までとなっており、令和 8(2026)年度を目標年度としている。

「日常的な指導の場」での義務付けは、超高齢社会となることで人口構造の急激な変化を迎えると推計されるなど、日本社会全体のターニングポイントと言われている、令和 12(2030)年度を達成目標年度としている。

なお、義務付けにあたって、対象資格は競技別指導者資格を基本としつつ、コーチングアシスタント資格やスタートコーチ(教員免許状所持者)、スタートコーチ(スポーツ少年団)等も対象に含めることと考えている。

これら 2 点の取組により、我が国のスポーツ現場における「スポーツ指導者の質の保障と量の確保」を積極的に図ることとしている。

以上を説明の後、本報告に関連して以下の質疑応答が行われた。

(増田理事)

指導者資格の義務付けについて、このような方針を日本スポーツ協会から発信していただけることは大変ありがたい。特に中学校における部活動の地域移行に関しては、地方で大きな課題となっており、岐阜県では各地域の教育委員会、体育・スポーツ協会と検討会議が開催され、それぞれの実情に合わせて、議論が行われている。

岐阜県も教員に代わる指導者をいかに確保していくかが大きな課題であり、今年度から独自で指導者養成事業をスタートさせた。本県の場合、約 1,800 人の指導者が必要となる。今後 3 年間で 1 年ごと約 600 人に、部活動のガイドラインに沿った内容、

スポーツ医・科学に関する内容に加え、効果的な指導方法についての研修を受けてもらう予定。そして、修了者には県独自でライセンスを発行する。

日本スポーツ協会には、JSP0 公認指導者資格取得の際に、県独自のライセンスを取得した方は、カリキュラムの一部免除など、優遇を行っていただきたい。そうすることによって、資格取得に対する意識的な部分でのハードルも下がるのではと考えている。

(森岡専務理事)

どの都道府県においても指導者不足という課題があることを認識している。県独自で行われている研修内容と JSP0 で行っている講習内容が合致するのか、さらには一部免除まで可能かを担当部署と検討をしていく。

(山本理事)

部活動の地域移行に関しては、日本スポーツ協会に対応していく事案が今後多く出てくると思う。その中で、教員のセカンドキャリアを考慮し、さらに指導者資格を活用するためにも、これまでの自身の経験や知恵を若い方に伝えていくことが必要だろう。一種の社会改革でもあるこの取組をより充実させるために、日本スポーツ協会が中心となり、日本全体のスポーツ関係者を一堂に会し、総会のようなものを開催するとよいのではと考える。

(森岡専務理事)

これからのシニア世代が若い世代に経験を伝えていくことや指導者の質の保障も含め、スタートコーチという新しい資格の養成を始めた。

スポーツ関係者の総会については、日本オリンピック委員会や日本パラスポーツ協会とも連携を取っていく必要があることから、今後検討する。

(2) 公認スポーツ指導者の処分について

(岡専務理事)

公認スポーツ指導者2名について、指導者育成委員会 処分審査会において審査し、不適切な行為の程度・結果を処分基準に照らし合わせて、以下の通り処分内容を決定した。

	資格名	性別	違反行為	処分内容	処分施行日
1	バレーボールコーチ 1	男性	暴力・体罰 不適切な指導	資格停止 6 か月	令和 4 年 4 月 29 日
2	バレーボールコーチ 1	男性	暴力・体罰 暴言等	資格停止 12 か月	令和 4 年 5 月 1 日

#### 4. 国際交流関係

国際交流関係について、以下の通り報告。

##### (1) 令和4年度及び今後の国際交流計画について (森岡専務理事)

日中成人スポーツ交流の開催地について、本交流は同年度に両国選手団の派遣・受入を行う相互交流方式で実施しているが、令和5年度および令和6年度の日本開催地として、秋田県スポーツ協会にご了解いただいた。

令和4年度の交流計画の「日韓青少年夏季スポーツ交流」、「日韓スポーツ交流・成人交歓交流」、「日・韓・中ジュニア交流競技会」の3事業については、長引く新型コロナウイルスの影響により交流相手国のパートナー団体との協議の結果、参加者および関係者の健康と安全面を考慮し、中止が決定した。「日中成人スポーツ交流」については同様に中止の方向で中国側と調整している。また、「日韓中青少年冬季スポーツ交流」の第1回目の開催可否については、本年8月頃に判断する。

なお、「日韓青少年夏季スポーツ交流」については、昨年度に引き続き、交流パートナーの大韓体育会と、オンラインスポーツ交流の可能性を検討している。

#### その他

##### (1) 北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピックプロモーション委員会について (森岡専務理事)

北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピックプロモーション委員会が設置され、第1回の会合が令和4年5月10日に開催された。

オリンピック・パラリンピック大会の招致プロセスについては、東京2020大会の招致の時とは異なっている。以前は原則7年前となっていた開催地選定期限に関する規定は削除され、現在のところ決定時期は未定となる。また、複数の立候補都市から投票で選ぶ方式から個別協議方式に変更され、IOCと立候補都市間での2段階の対話プロセスを経て、IOCの総会で決定されることとなる。

委員会は、オールジャパン体制で大会招致を推進していくことが目的となる。委員会の委員には当協会から伊藤会長がご就任された他、特別顧問に遠藤副会長、また会長代行に山下理事がそれぞれ就任された。

プロモーション委員会での協議内容および活動内容は大きく2期に分かれており、第1期にあたる本年中は、日本国内及び世界に向けた開催意義を議論して取りまとめるとともに、プロモーション委員会の各委員のネットワークを活用して招致機運醸成を推進していくこととなる。

なお、第2回の委員会については令和4年6月10日に札幌にて開催される。

##### (山下理事)

2030冬季オリンピックはこれまでとは招致のプロセスが大きく変わった。東京2020大会では、招致委員会を立ち上げ、オールジャパンで海外に向けて招致活動を行ってきた。今回の冬季大会招致は国内における機運醸成が非常に大きなポイントになってくる。

令和4年6月10日に開催される2回目のプロモーション委員会では、共生社会というテーマに的を絞り、国際パラリンピック委員会理事のマセソン美季氏、日本パラリンピック委員会委員長の河合純一氏から基調発言をいただきながら、意見交換していただく。今後も環境やSDGsなどをテーマに意見交換を進めていく予定。

2030 冬季オリンピックは北海道・札幌以外に、バンクーバー、ソルトレイクシティ、バルセロナが候補地である。北海道・札幌に関しては、冬季アジア大会を開催した経験があるほか、コロナ禍において東京 2020 大会で競歩、マラソンを開催したことから、日本に対する信頼はあると感じている。一方、IOC はその国における国民の支持率というものを重要視していることから、今後は開催意義を多くの国民の皆様にご理解いただけるよう丁寧に説明をしていく。

先日の IOC 総会でバッハ会長は、2022 年 12 月までに 4 つの候補地から、一つもしくは二つに絞り、理事会に挙げるとし、2023 年 5 月末のインド（ムンバイ）で開催の総会において決定する方向で進めると発言があった。

## (2) 運動部活動改革に向けた JSP0 の取組について (森岡専務理事)

運動部活動の改革に関して、スポーツ庁が「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を令和3年8月に立上げ、8回の会議を経て、令和4年6月6日にその検討を踏まえた「提言」が検討会議から室伏長官に手交された。JSP0 においては、これまでも運動部活動の地域移行について注視してきた。

今般、国の動向がより一層具体化してきたことを踏まえ、従来から取り組んでいる総合型クラブとスポーツ少年団の融合及び指導者の養成と質の向上を通じて、令和5年度から令和7年度までの改革集中期において積極的に運動部活動の地域移行に取り組むこととし、JSP0 事務局内に部署横断型のプロジェクトチームをこの4月に発足させた。同チームにおいては、子供たちが自分たちの目的、志向に応じてスポーツを行える環境を整えることを第一義として、第3期スポーツ基本計画並びに運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言に基づき、これまでの JSP0 の既存事業を活かしながら、子供たちの安全・安心なスポーツ環境を確保するために、取組方針（案）を策定した。

その中で、JSP0 としては、(1)指導者の確保、(2)多様な実施主体の確保、(3)多様な財源の確保の主に3点について、実現可能な施策を講じることとしている。

我が国の体育・スポーツの大変革期である、今回の運動部活動の地域移行を絶好の機会ととらえ、加盟団体、クラブ、スポーツ少年団さらには公認スポーツ指導者の皆様方と緊密に連携・協力し、積極的に取組んでいく。

## (3) SDGs 局内プロジェクトの活動等について (岡常務理事)

SDGs については、スポーツが果たす役割に大きな期待が寄せられているところであり、当協会でも事務局内に SDGs 局内プロジェクトを設置し、各種の研修などを展開している。

このほど、プロジェクトの取組の一環として、スポーツで取り組むことができるSDGsの内容を、当協会のホームページで紹介・周知し、スポーツに携わる方々の啓発を促す取組を行う。国際連合広報センターの許可を得て、スポーツが果たせるSDGsの取組について、「スポーツと持続可能な開発(SDGs)」の啓発資料を作成し、当協会のホームページに公開することとしている。当該ページには、啓発資料を掲載する他、今後は、加盟団体にも呼び掛け、各団体が取り組んでいるSDGsの内容を集積し紹介するコーナーも設置する予定。

また、この他にも、すでに当協会スポーツ医・科学委員会で進めている環境関係の研究成果などをはじめ、スポーツに携わる方々がSDGsに興味を抱き、かつ、具体的な取組方法を学べるホームページの構築を進め、令和4年7月頃には公開する予定。

なお、現在、策定を進めている2023年から5年間の当協会の中期計画であるスポーツ推進方策2023においても、委員会ごとに設定する成果目標の検討にあたっては、SDGsの観点による整理や新たな取組の検討も併せて依頼している。各委員会で、取りまとめられた内容については、推進方策の承認後、順次ホームページなどで公開していく予定。

当協会では今後も、本件の啓発サイトの作成・公開をはじめ、SDGsを含むスポーツを通じた社会課題への取組を引き続き行っていく。

以上の諸報告をいずれも了承後、16時50分に閉会。